

3. 介護保険総合データベースについて

平成23年12月7日に取りまとめられた社会保障審議会介護給付費分科会の平成24年度介護報酬改定に関する審議報告では、介護の質の評価について「介護サービスの質を向上させることは、大変重要な課題であるため、まずは、要介護認定データと介護報酬明細書（レセプトデータ）を突合させたデータベースの構築を図るなどの手段により、具体的な評価手法の確立を図る」と報告された。

この報告に基づき、平成23年度末より、厚生労働省では、要介護認定データとレセプトデータを突合させる「介護保険総合データベース」（以下、「データベース」という。）の構築にむけ、国保連合会から入手した匿名化されたレセプトデータと、各保険者の持つ要介護認定データを突合可能な匿名化手法等、必要な情報収集の方法を検討し、要介護認定データを必要な匿名化を行ったうえで収集する具体的な手段として、従来の要介護認定ソフトを変更し、新たに「認定ソフト2009（SP3）」を平成25年1月7日付けで各保険者に配布したところである。

各保険者に対しては、本年度中に本ソフトに対応し、過去の要介護認定データ（平成22年4月から）も含め、提供いただけるようお願いしているところである。

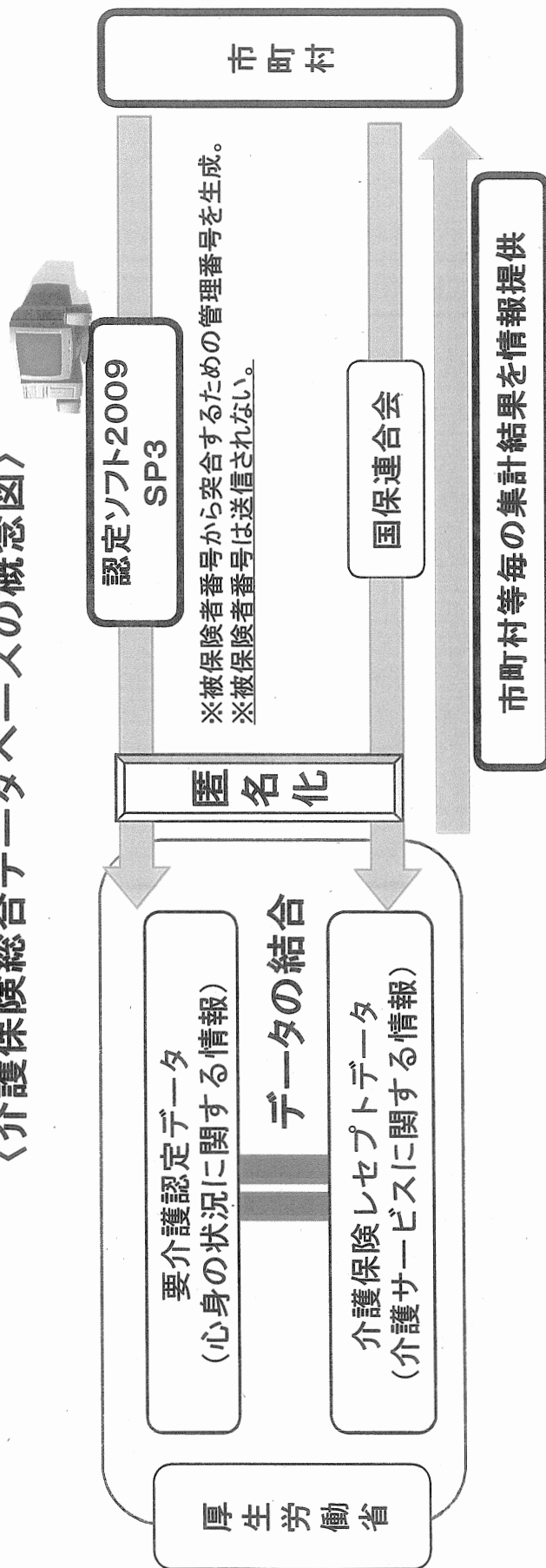
また、各保険者への本データベースを用いた集計結果等の提供については、必要な情報の蓄積状況を確認し、平成25年度中に開始することを検討している。

なお、これまで認定支援ネットワークを通じて情報提供している要介護認定データの集計結果については、本年4月以降も引き続き情報提供することとしており、その際には、全保険者において他保険者の集計結果も閲覧することができるようになるので、ご活用いただきたい。

介護保険総合データベースについて

- 厚生労働省において直接収集した要介護認定データを中核としつつ、さらに、介護保険レセプトデータの統合を行い、介護保険に係る総合データベースを構築する。
- 同データベースを用いた集計・分析結果により、介護サービスの利用実態、要介護認定者の健康状態による必要な介護サービスの実態等を把握でき、市町村における介護保険の適正な運営等に資するための資料を得る。

〈介護保険総合データベースの概念図〉



平成25年1月より、各保険者からの要介護認定データの収集を開始した。
現在、厚生労働省においてデータの蓄積を進め、集計・分析ができる体制を整えているところであり、引き続き情報提供にご協力いただきたい。